職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和7年4月1日現在)

企業職給料表(1)

職務の級	級別標準職務表に規定する 標準的な職務	合	計	内訳			職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	主事又は技師の職務	19	16. 8	主事・技師	19	38	33. 6	主事・	
2級	困難な業務を行う主事又は技師の職務	19	16.8	主事・技師	19 19	38	33.0	· 技 師	
3級	1 主任主査又は技術主任主査の職務 2 主査又は技術主査の職務	16	14. 2	主査・技術主査 主査・技術主査 (再任用) 主任主査 計	10 5 1 16			係	
4級	1 主幹又は技術主幹の職務 2 困難な業務を行う主任主査又は技術 主任主査の職務	14	12. 4	主任主査・技術主任主査・企画員 主任主査・技術主任主査 (再任用) 計	5 2 7	23	20. 4	長級	
	1 本庁の総括課長補佐、総括室長補佐、			主幹・技術主幹 計 総括課長補佐・総括技術補佐	7			課	
5級	2 地方機関の総括次長、総括技術次長、 次長又は技術が長の職務	31	27. 4	課長補佐・技術補佐 地方機関の総括次長・総括技術次長 地方機関の次長・技術次長 技術主幹	4 6 11 9	38	33. 6	長補佐級	
6級	1 本庁の課長又は室長の職務 2 地方機関の長の職務	7	6. 2	計 副参事 技術副参事 専門監	31 3 3 1 7			課	
7級	1 困難な業務を行う本庁の課長又は 室長の職務 2 困難な業務を行う地方機関の長の職務	5	4. 4	課長 地方機関の長 上広域水道事務所、下水道事務所 計	1 4	12	10.6	長級	
8級	1 本庁の副局長の職務 2 特に困難な業務を行う地方機関の長 の職務	2	1.8	副局長	2	2	1.8	副部長級	
9級	本庁の局長の職務	0	0.0	±1-	0	0	0.0	部長	
10級	特に重要な業務を所掌する本庁の部長の 職務で人事委員会が認めるもの	0	0.0	min min	0			級	
	습 計	113	100						

企業職給料表(2)

職務の級	級別標準職務表に規定する 標準的な職務	合計		内訳			職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1 級	臨床検査技師の職務	0	0.0	81	0			++-	
2級	1 薬剤師の職務 2 困難な業務を行う臨床検査技師の職務	0	0.0			0	0.0	技師	
3級	1 技術主査の職務 2 困難な業務を行う薬剤師の職務 3 特に困難な業務を行う臨床検査 技師の職務	0	0.0	計 - - - - -		1	25. 0	係長級	
4 級	1 技術主任主査の職務 2 困難な業務を行う技術主査の職務	1	25.0	技術主査	1				
5級	1 本庁の総括技術補佐又は技術補佐の 職務 2 地方機関の総括技術次長又は技術次 長の職務 3 技術主幹の職務 4 困難な業務を行う技術主任主査の職務	3	75. 0	地方機関の技術次長 技術主幹	0 1 2	3	75. 0	課長補佐級	
6 級	地方機関の長の職務	0	0.0	31		0	0.0	課長	
7級	困難な業務を行う地方機関の長の職務	0	0.0	al al		0	0.0	投	
	合 計	4	100				•		

※構成比については、四捨五入のため、各級・各段階の和と合計欄の数値が一致しない場合がある。

企業職給料表(3)

職務の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師等の職務	0	0.0	# <u>#</u>	0			
	技能又は経験を必要とする業務を行う 技師等の職務	0	0.0	# 	0	2	100.0	技
	相当の技能又は経験を必要とする業務 を行う技師等の職務	2	100. 0	技師(再任用)	2	2	100.0	師
	高度の技能又は経験を必要とする業務を 行う技師等の職務	0	0.0	함	0			
5級	技師(主任)等の職務	0	0.0	H)		0	0.0	技師 (主任)
				計	0			
	合 計	2	100				•	

*構成比については、四捨五入のため、各級・各段階の和と合計欄の数値が一致しない場合がある。